

関税割当公表（令和7年2月14日付け6輸国第3875号関税割当公表第27号）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各年度における合計割当数量 <u>令和8年度における合計割当数量 25,000 t</u> <u>令和9年度以降における合計割当数量 30,000 t</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第8 申請上限数量及び割当基準</p> <p>1 第4の1の(1)の割当て 1申請者当たりの申請数量は、<u>6,000 t</u>（ただし、割当年度が令和8年度の場合は5,000tとする。）又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。 なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 第4の1の(2)から(4)の割当て 第4の1の(2)及び(3)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は<u>6,000 t</u>（ただし、割当年度が令和8年度の場合は5,000tとする。）、使用（販売）計画数量（第4の1の(2)の割当ての場合は、割当年度の8月初日から3月末日までの間、第4の1の(3)の割当ての場合は、割当年度の11月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、第4の1の(4)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（割当年度の2月初旬から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。</p>	<p>第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各年度における合計割当数量 <u>25,000 t</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第8 申請上限数量及び割当基準</p> <p>1 第4の1の(1)の割当て 1申請者当たりの申請数量は、<u>5,000 t</u>又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。 なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 第4の1の(2)から(4)の割当て 第4の1の(2)及び(3)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は<u>5,000 t</u>、使用（販売）計画数量（第4の1の(2)の割当ての場合は、割当年度の8月初日から3月末日までの間、第4の1の(3)の割当ての場合は、割当年度の11月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、第4の1の(4)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（割当年度の2月初旬から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。 また、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。</p>

改正後	改正前
<p>また、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。</p> <p>なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この通知は、令和8年8月1日以降の関税割当てから適用する。